

令和 8 年 9 月 2 日 招 集

第 3 回 大 子 町 議 会 定 例 会 付 議 予 定 事 件

付 議 予 定 事 件

1	耐震性貯水槽整備工事変更請負契約の専決処分の報告について……………	1 P
2	令和 7 年度大子町一般会計継続費の精算報告について……………	2 P
3	大子町カスタマーハラスメント防止条例……………	3 P
4	大子町営駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………	4 P
5	大子町防災対応型観光交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………	6 P
6	大子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	11 P
7	令和 8 年度大子町一般会計補正予算（第 3 号）……………	22 P
8	令和 8 年度大子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	36 P
9	令和 8 年度大子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）……………	37 P
10	令和 8 年度大子町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	38 P
11	令和 8 年度大子町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	40 P
12	令和 8 年度大子町浄化槽整備事業会計補正予算（第 1 号）……………	41 P
13	令和 8 年度大子町水道事業会計補正予算（第 3 号）……………	42 P
14	令和 7 年度大子町一般会計歳入歳出決算の認定について	
15	令和 7 年度大子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
16	令和 7 年度大子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
17	令和 7 年度大子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
18	令和 7 年度大子町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
19	令和 7 年度大子町浄化槽整備事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
20	令和 7 年度大子町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	

○耐震性貯水槽整備工事変更請負契約の専決処分の報告について

令和7年10月28日に町議会の議決を経て締結した耐震性貯水槽整備工事請負契約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により令和8年7月30日に専決処分をしたので、町議会に報告するものです。

- 1 契約の目的 耐震性貯水槽整備工事
- 2 工事の場所 大子町大字大子地内
- 3 工事概要 災害に備え、防災対応型観光交流施設敷地内に耐震性貯水槽（60t）を整備するもの。
- 4 変更の内容 請負金額の変更
変更前 75,570,000円
変更後 73,854,000円（1,716,000円減）
- 5 契約締結日 令和8年7月30日
- 6 財源の内訳 国庫支出金 71,862,615円
（予定額） ※国庫補助金：都市構造再編集中支援事業費補助金
県支出金 1,991,385円
※県負担金：耐震性貯水槽整備事業負担金
- 7 契約の相手方 久慈郡大子町大字矢田910-1
株式会社 大子造園土木
代表取締役 益子 千枝
- 8 変更の理由 現地精査の結果、施設の景観性を考慮し施設案内看板等の設置を見直したことにより貯水槽附属設備設置工の経費を変更するもの。

○令和 7 年度大子町一般会計継続費の精算報告について

令和 7 年度大子町一般会計において、継続費の精算をしたので報告するものです。

(事 業 名)		(精 算 額)
1 観光交流施設敷地造成工事	全体計画	60,000,000円
	実 績	54,264,420円
	比 較	5,735,580円
2 都市計画マスタープラン見直し業務	全体計画	8,107,000円
	実 績	8,096,000円
	比 較	11,000円
3 中心市街地排水処理施設整備事業	全体計画	334,600,000円
	実 績	325,182,000円
	比 較	9,418,000円

○太子町カスタマーハラスメント防止条例

【制定の理由】

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等（令和 7 年法律第 6 3 号）の一部改正により、カスタマーハラスメントの対策が令和 8 年 1 0 月 1 日から義務化されることにあわせ、顧客等の権利の保護に配慮しつつ、就業者の安全及び心身の健康並びに事業者の安定した事業活動の確保を図り、持続可能な社会の実現に寄与するため、条例を定めるものです。

【制定の概要】

町、事業者、就業者及び顧客等の責務を明らかにするとともに、カスタマーハラスメントの防止に関する基本的な事項を定める。

【施行期日】

令和 8 年 1 0 月 1 日

○大子町営駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【改正の理由】

本年１０月１０日にオープンする道の駅奥久慈だいがWESTや秋の行楽シーズンにあわせ、大子町中心市街地内における駐車場不足の対策として、旧だいが保育園跡地に整備した駐車場を町営駐車場として新たに追加し設置及び管理を行うため、条例の一部を改正するものです。

【改正の概要】

１ 追加する駐車場

名称 後山駐車場

位置 大子町大字大子５５４番地２

【施行期日】

令和８年１０月１日

（新旧対照条文参照）

大子町営駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文 (下線部分は、改正部分)

○大子町営駐車場設置及び管理に関する条例(昭和45年大子町条例第25号)

改 正 案	現 行																										
(設置) 第2条 (略) 2 駐車場の名称及び位置は、次表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>袋田第一駐車場</td><td>大子町大字袋田586番地7</td></tr> <tr> <td>袋田第二駐車場</td><td>大子町大字袋田625番地2</td></tr> <tr> <td>大子駅前駐車場</td><td>大子町大字大子719番地9</td></tr> <tr> <td>八溝山駐車場</td><td>大子町大字上野宮1532番地1</td></tr> <tr> <td>奥久慈溪谷駐車場</td><td>大子町大字袋田3683番地1</td></tr> <tr> <td>後山駐車場</td><td>大子町大字大子554番地2</td></tr> </table> (駐車料金) 第5条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、駐車料金(以下「料金」という。)を納付しなければならない。ただし、袋田第一駐車場、袋田第二駐車場、八溝山駐車場、奥久慈溪谷駐車場及び後山駐車場については、無料とする。 2 (略)	名称	位置	袋田第一駐車場	大子町大字袋田586番地7	袋田第二駐車場	大子町大字袋田625番地2	大子駅前駐車場	大子町大字大子719番地9	八溝山駐車場	大子町大字上野宮1532番地1	奥久慈溪谷駐車場	大子町大字袋田3683番地1	後山駐車場	大子町大字大子554番地2	(設置) 第2条 (略) 2 駐車場の名称及び位置は、次表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>袋田第一駐車場</td><td>大子町大字袋田586番地7</td></tr> <tr> <td>袋田第二駐車場</td><td>大子町大字袋田625番地2</td></tr> <tr> <td>大子駅前駐車場</td><td>大子町大字大子719番地9</td></tr> <tr> <td>八溝山駐車場</td><td>大子町大字上野宮1532番地1</td></tr> <tr> <td>奥久慈溪谷駐車場</td><td>大子町大字袋田3683番地1</td></tr> </table> (駐車料金) 第5条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、駐車料金(以下「料金」という。)を納付しなければならない。ただし、袋田第一駐車場、袋田第二駐車場、八溝山駐車場及び奥久慈溪谷駐車場については、無料とする。 2 (略)	名称	位置	袋田第一駐車場	大子町大字袋田586番地7	袋田第二駐車場	大子町大字袋田625番地2	大子駅前駐車場	大子町大字大子719番地9	八溝山駐車場	大子町大字上野宮1532番地1	奥久慈溪谷駐車場	大子町大字袋田3683番地1
名称	位置																										
袋田第一駐車場	大子町大字袋田586番地7																										
袋田第二駐車場	大子町大字袋田625番地2																										
大子駅前駐車場	大子町大字大子719番地9																										
八溝山駐車場	大子町大字上野宮1532番地1																										
奥久慈溪谷駐車場	大子町大字袋田3683番地1																										
後山駐車場	大子町大字大子554番地2																										
名称	位置																										
袋田第一駐車場	大子町大字袋田586番地7																										
袋田第二駐車場	大子町大字袋田625番地2																										
大子駅前駐車場	大子町大字大子719番地9																										
八溝山駐車場	大子町大字上野宮1532番地1																										
奥久慈溪谷駐車場	大子町大字袋田3683番地1																										

○大子町防災対応型観光交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【改正の理由】

防災対応型観光交流施設の設備を新たに追加することで、多様な使用による利用促進及び交流人口の拡大を図るため、条例の一部を改正するものです。

【改正の概要】

1 追加する設備等

(1) テラス

(2) 足湯

(3) 事務所（貸出しはしないが、設備等として規定するもの）

2 追加する設備等の使用料

(1) テラス

(単位：円)

利用時間帯 区分	区分① (午前9時～午後1時)	区分② (午後1時～午後5時)	区分③ (午後5時～午後8時)	全日 (午前9時～午後8時)	その他の時間帯(1時間当たり)(注1)
入場料等を徴収しない場合	2,400	2,400	1,800	6,600	800
入場料等を徴収する場合(注2)	4,000	4,000	3,000	11,000	1,200

注1 「その他の時間帯」とは、午後8時から翌日の午前9時までをいう。

注2 入場料、会費その他これらに類する料金を徴収する場合又は営利を目的として設備等を利用する場合

注3 利用時間が区分①、区分②、区分③、全日又はその他の時間帯の時間に満たない場合の使用料は、当該区分①、区分②、区分③、全日又はその他の時間帯の使用料の額とする。

(2) 足湯

(単位：円)

区分	利用時間	使用料の額
占有する場合	1 時間当たり	3 0 , 0 0 0

【施行期日】

令和 8 年 1 0 月 1 0 日

(新旧対照条文参照)

大子町防災対応型観光交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文 (下線部分は、改正部分)

○大子町防災対応型観光交流施設の設置及び管理に関する条例 (令和8年大子町条例第1号)

改 正 案	現 行
(構成) 第3条 施設は、次に掲げる設備等をもって構成する。 (1) <u>インフォメーションセンター</u> (2) <u>飲食テナントスペース</u> (3) <u>物販テナントスペース</u> (4) <u>事務所</u> (5) <u>FM放送局</u> (6) <u>多目的室</u> (7) <u>クライミングピナクル</u> (8) <u>芝生広場</u> (9) <u>テラス</u> (10) <u>足湯</u> (11) <u>全天候型イベント広場</u> (12) <u>管理棟</u> (13) <u>トイレ棟</u> (14) <u>駐車場</u> (15) <u>スケボー広場</u> (16) <u>遊具広場</u> (17) <u>附帯設備</u> (使用料) 第13条 利用者は、別表に定める使用料 (以下「使用料」という。) を納付しなければならない。ただし、<u>多目的室、テラス及び足湯を占有しないで使用する場合はこの限りでない。</u> 2 (略) 別表 (第13条関係) 施設等の使用料 1 多目的室 (略)	(構成) 第3条 施設は、次に掲げる設備等をもって構成する。 (1) <u>インフォメーションセンター</u> (2) <u>飲食テナントスペース</u> (3) <u>物販テナントスペース</u> (4) <u>FM放送局</u> (5) <u>多目的室</u> (6) <u>クライミングピナクル</u> (7) <u>芝生広場</u> (8) <u>全天候型イベント広場</u> (9) <u>管理棟・控室棟・リハーサル室棟</u> (10) <u>トイレ棟</u> (11) <u>駐車場</u> (12) <u>スケボー広場</u> (13) <u>遊具広場</u> (14) <u>附帯設備</u> (使用料) 第13条 利用者は、別表に定める使用料 (以下「使用料」という。) を納付しなければならない。 _____ _____ 2 (略) 別表 (第13条関係) 施設等の使用料 1 多目的室 (略)

2 テラス

利用時間帯 区分	区分① (午前9時 ～午後1 時)	区分② (午後1時 ～午後5 時)	区分③ (午後5時 ～午後8 時)	全日 (午前9時 ～午後8 時)	その他の時 間帯(1時 間当たり) (注1)
入場料等を 徴収しない 場合	2,400	2,400	1,800	6,600	800
入場料等を 徴収する場 合(注2)	4,000	4,000	3,000	11,000 0	1,200

注1 「その他の時間帯」とは、午後8時から翌日の午前9時までをいう。

注2 入場料、会費その他これらに類する料金を徴収する場合又は営利を目的として設備等を利用する場合

注3 利用時間が区分①、区分②、区分③、全日又はその他の時間帯の時間に満たない場合の使用料の額は、当該区分①、区分②、区分③、全日又はその他の時間帯の使用料の額とする。

3 飲食テナントスペース、物販テナントスペース、クライミングピナクル、芝生広場、足湯

設備の名称	利用時間	使用料の額
飲食テナントスペース、物販テナントスペース		(注1)
クライミングピナクル	1回当たり20分	1,000
芝生広場		(注2)
足湯	1時間当たり	30,000

注1 大子町行政財産使用料徴収条例(平成14年大子町条例第21号)に定める額とする。

注2 平日にあつては1,500円、土・日曜日又は休日にあつては2,000円とする。また、利用可能な範囲は、移動販売車での利用にあつては当該車両1台分の周囲に販売・安全のために必要な離隔距離を含めた面積、その他の場合にあつては10㎡相当とする。

(新設)

2 飲食テナントスペース、物販テナントスペース、クライミングピナクル、芝生広場

設備の名称	利用時間	使用料の額
飲食テナントスペース、物販テナントスペース		(注1)
クライミングピナクル	1回当たり20分	1,000
芝生広場		(注2)

注1 大子町行政財産使用料徴収条例(平成14年大子町条例第21号)に定める額とする。

注2 平日にあつては1,500円、土・日曜日又は休日にあつては2,000円とする。また、利用可能な範囲は、移動販売車での利用にあつては当該車両1台分の周囲に販売・安全のために必要な離隔距離を含めた面積、その他の場合にあつては10㎡相当とする。

<u>4 全天候型イベント広場、控室、リハーサル室</u> (略)	<u>3 全天候型イベント広場、控室、リハーサル室</u> (略)
<u>5 附帯設備及び備品</u> (略)	<u>4 附帯設備及び備品</u> (略)

○太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例及び太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例

【改正の理由】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和８年内閣府令第１０号）等の関係法令が施行されることに伴い、これに準拠して、小規模保育事業所等における理学療法士等の配置に関する特例基準等を整備をするため、条例の一部を改正するものです。

【改正の概要】

１ 理学療法士等の配置に関する特例基準の整備

少人数を対象とした保育を行う小規模保育事業所や企業の事業所が主体となる事業所内保育事業所など小規模保育事業所等における保育士の数の算定に当たっては、理学療法士等を１人に限り、保育士と見なすことができる特例基準を整備する。

２ 児童対象性暴力等を防止する措置等

小規模保育事業やこども誰でも通園制度などを実施する事業者は、児童対象性暴力等を防止する措置が義務付けられることから、従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を整備する。

３ その他所要の改正

【施行期日】

公布の日

ただし、児童対象性暴力等を防止する措置等に係る改正については、令和８年１２月２５日から施行する。

（新旧対照条文参照）

大子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新旧対照条文 (下線部分は、改正部分)

○大子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年大子町条例第21号) (第1条)

改 正 案	現 行
目次 (略) 第5章 事業所内保育事業 (第42条—第48条) <u>第6章 雑則 (第49条)</u> (保育所等との連携) 第6条 (略) (1)～(3) (略) <u>2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第一号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者 (第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。) であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>	目次 (略) 第5章 事業所内保育事業 (第42条—第48条) <u>(新設)</u> (保育所等との連携) 第6条 (略) (1)～(3) (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

改 正 案	現 行
<u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> <u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者</u> 6 <u>町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき</u> <u>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）</u> 7 <u>前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</u> <u>(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u> <u>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> （家庭的保育事業者等と非常災害） 第7条 （略）	(新設) (新設) (新設) (家庭的保育事業者等と非常災害) 第7条 （略）

改 正 案	現 行
2 (略) (1)～(3) (略) <u>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市町村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</u> (保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)～(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律</u>	2 (略) (1)～(3) (略) <u>(新設)</u> (保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)～(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる。 <u>(新設)</u>

改 正 案	現 行
<u>第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)～(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定</u>	(新設) (職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)～(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設)

改 正 案	現 行
<u>理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいできない。 (1)～(2) （略） (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内	<u>(新設)</u> （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいできない。 (1)～(2) （略） (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内

改 正 案	現 行
保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)～(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (準用) 第48条 (略) <u>(電磁的記録)</u> 第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、<u>記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計</u>	保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)～(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (準用) 第48条 (略)

改 正 案	現 行
<u>算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> 附 則 第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（<u>第29条第3項若しくは第4項、第44条第3項若しくは第4項</u>又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、<u>前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数</u>の3分の2以上、置かなければならない。	附 則 第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）</u>の3分の2以上、置かなければならない。

○大子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年大子町条例第21号）（第2条）

改 正 案	現 行
(虐待等の禁止) 第14条（略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	(虐待等の禁止) 第14条（略） <u>（新設）</u>

○令和８年度大子町一般会計補正予算（第３号）

【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）

（単位：千円）

歳 出		歳 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
1 職員給与費等 給料 職員手当 共済費	△ 9,731 △ 12,447 △ 1,730 4,446					△ 9,731	定期人事異動に伴い職員給与費等を組替えるもの。 ○主な減額理由 職員数の減(224人 → 220人)
現計額	1,989,413	4,040	33,643		40,940	1,910,790	
補正額	△ 9,731	0	0		0	△ 9,731	
補正後	1,979,682	4,040	33,643		40,940	1,901,059	
2 空き家情報サイト構築業務委託料	495					495	空き家バンクと空き店舗バンクのホームページを統合し、利用者の利便性向上を図るもの。 また、両サイトの統合と合わせて、より効果的な情報発信の観点から、デザインをリニューアルするもの。 ○ページデザイン、Webページ作成 277千円 管理システム導入、既存CMS改修 158千円 その他(企画、マニュアル作成等) 60千円
現計額	0					0	
補正額	495					495	
補正後	495					495	
3 常陸大子駅構内トイレ管理業務委託料	409					409	常陸大子駅構内のトイレについては、水郡線利用者向けに設置されたものであり、現在、東日本旅客鉄道㈱が管理している。R8年10月に駅構内空き店舗に観光案内所を設置することに伴い、今後は、水郡線を利用しない観光客や観光協会職員の利用が増加することから、トイレの日常的な管理の部分のみ町に移管されることとなったため、必要な費用を計上するもの。 ○@68,100/月×6か月＝409千円
現計額	0					0	
補正額	409					409	
補正後	409					409	
4 新聞掲載料 (広告料)	1,485					1,485	道の駅奥久慈だごWESTのオープンに向け、当該施設を県内に広くPRするため、茨城新聞に特集記事を掲載するもの。 ○道の駅奥久慈だごWEST完成特集(仮) H511mm×W378mm×2ページ(カラー)
現計額	0					0	
補正額	1,485					1,485	
補正後	1,485					1,485	

歳 出		歳 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
5 道の駅オープン記念イベントチラシ配布 役務費 委託料	1,505 635 870					1,505	道の駅奥久慈だいがWESTのオープニングイベント (10/10～10/12)に県内外から多くの来場者を呼 び込むため、新聞折込により周知を図るもの。 ○チラシ印刷(A3両面) @6.93×125,500部=870千円 ○新聞折込 茨城県 @4.95× 53,250部=264千円 栃木県 @4.95× 61,750部=306千円 福島県 @5.17× 6,200部= 32千円 引取料 33千円
現計額	0					0	
補正額	1,505					1,505	
補正後	1,505					1,505	
6 防犯カメラ修繕料	757					757	町が設置した防犯カメラ(全19台中10台)につい て、R8年7月に実施した点検の結果、映像が不鮮 明である等の不具合が生じていることが判明した ため、修繕するもの。 ○本体一式修繕 @374,000×1台=374千円 ○保護カバー交換 @63,800×6台=383千円
現計額	261					261	
補正額	757					757	
補正後	1,018					1,018	
7 投票所空調設備設置工事(修繕料)	3,104		3,103 (選挙委託金)			1	【茨城県議会議員一般選挙関連】 投票所として利用する地区集会所のうち4か所につ いて、空調設備を設置するもの。 ○内大野集会所 791千円 高柴集会所 849千円 上野宮下組集会所 795千円 初原集会所 669千円 ※各集会所に20～25畳用を2台ずつ設置
現計額	0		0			0	
補正額	3,104		3,103			1	
補正後	3,104		3,103			1	

歳 出		歳 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
8 国・県支出金等返還金（償還金） （社会福祉総務費）	1,745					1,745	R7年度決算額の確定に伴い、国からR7年度中に概算交付を受けた障害者自立支援給付費国庫負担金等の精算をした結果、一部を返還する必要が生じたため補正するもの。 ○障害者自立支援給付費国庫負担金 事業費 514,437千円(A) 交付確定額 257,218千円(B)=(A)×1/2 受入済額 258,000千円(C) 返還額 782千円(D)=(C)－(B) ○障害者医療費国庫負担金 事業費 11,573千円(A) 交付確定額 5,787千円(B)=(A)×1/2 受入済額 6,750千円(C) 返還額 963千円(D)=(C)－(B)
現計額	1					1	○返還が生じた主な理由
補正額	1,745					1,745	サービス利用者の介護保険施設への移行等
補正後	1,746					1,746	
9 国・県支出金等返還金（償還金） （高齢者福祉対策費）	1,653					1,653	R7年度決算額の確定に伴い、国及び県からR7年度中に概算交付を受けた低所得者保険料軽減負担金の精算をした結果、一部を返還する必要が生じたため補正するもの。 ○低所得者保険料軽減 低所得者に係る介護保険料軽減分を公費(国・県・町)で負担するもの。 ○国分 軽減額 26,412千円(A) 交付確定額 13,206千円(B)=(A)×1/2 受入済額 14,308千円(C) 返還額 1,102千円(D)=(C)－(B) ○県分 軽減額 26,412千円(A) 交付確定額 6,603千円(B)=(A)×1/4 受入済額 7,154千円(C) 返還額 551千円(D)=(C)－(B)
現計額	0					0	○返還が生じた主な理由
補正額	1,653					1,653	軽減対象被保険者数の減少(△7.4%)
補正後	1,653					1,653	○軽減対象被保険者数 2,530人(全体の35.3%)

歳 出		歳 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
10 後期高齢者医療広域連合市町村負担金	4,754					4,754	広域連合に支払う療養給付費負担金について、R8 年度分の概算額が決定したため、補正するもの。 ○療養給付費負担金 後期高齢者医療の療養給付費に係る公費負担分 (1/2)のうち町が負担する分(1/6)→療養給付費の 1/12 ○実績 R8 253,743千円(見込み) R7 254,765千円(見込み) R6 232,504千円
現計額	248,989					248,989	
補正額	4,754					4,754	
補正後	253,743					253,743	
11 新生児すくすく祝金	4,600		4,600			0	出生を祝福し、また、出産時の経済的支援のため に現金を支給するもので、今般、県が過疎地域の 市町村が実施する当該事業に対して同額の上乗せ 補助をすることとなったため、予算を増額するもの。 ○県補助金上乗せ前 第1子 10万円×18人=1,800千円 第2子 20万円× 8人=1,600千円 第3子以降 30万円× 4人=1,200千円 県補助金上乗せ後 第1子 20万円×18人=3,600千円 第2子 40万円× 8人=3,200千円 第3子以降 60万円× 4人=2,400千円 ○実績 R8 30人 9,200千円(見込み) R7 29人 4,500千円 R6 30人 5,300千円
現計額	4,600		0			4,600	
補正額	4,600		4,600			0	
補正後	9,200		4,600			4,600	

歳 出		歳 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
12 国・県支出金等返還金（償還金） （児童福祉総務費）	2,303					2,303	R7年度決算額の確定に伴い、国からR7年度中に概算交付を受けた各種交付金の精算をした結果、一部を返還する必要が生じたため補正するもの。 ○子ども・子育て支援交付金 補助基本額 35,730千円(A) 交付確定額 13,140千円(B)=(A)×補助率 受入済額 15,085千円(C) 返還額 1,945千円(D)=(C)－(B) ※補助率は原則1/3 ○子育てのための施設等利用給付交付金 補助基本額 0千円(A) 交付確定額 0千円(B)=(A)×1/2 受入済額 177千円(C) 返還額 177千円(D)=(C)－(B) ○物価高対応子育て応援手当事務費 支出済額 1,044千円(A) 交付確定額 1,044千円(B)=(A)×10/10 受入済額 1,219千円(C) 返還額 175千円(D)=(C)－(B) ○児童手当等交付金 6千円
現計額	1					1	
補正額	2,303					2,303	
補正後	2,304					2,304	
13 国・県支出金等返還金（償還金） （母子衛生費）	1,832					1,832	R7年度決算額の確定に伴い、国からR7年度中に概算交付を受けた未熟児養育医療費等国庫負担金の精算をした結果、一部を返還する必要が生じたため補正するもの。 ○未熟児養育医療費等国庫負担金 支出済額 2,847千円(A) 交付確定額 1,423千円(B)=(A)×1/2 受入済額 3,255千円(C) 返還額 1,832千円(D)=(C)－(B)
現計額	1					1	
補正額	1,832					1,832	
補正後	1,833					1,833	

歳 出		歳 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
14 看板作成業務（需用費）	104					104	R元年10月からR3年2月頃にかけて大子町を含む県北地域等で廃プラスチック類が不法投棄される事案があり、今年6月、県による当該廃棄物の撤去作業が概ね完了したことから、再発防止のため、町のポイ捨て等防止条例（R7年4月施行）に基づき看板を設置するもの。 ○不法投棄があった場所 アップルライン(近町-栃原間) ○サイズ H=40cm、W=60cm ○@10, 368×10枚=104千円 ○言語 英語・中国語併記
現計額	0					0	
補正額	104					104	
補正後	104					104	
15 ゼロカーボン推進事業補助金	600					600	CO ₂ 削減に向け家庭用の太陽光発電システム等の購入費の一部を補助するもので、当初の想定よりも申請件数が増える見込み（普通電気自動車5台→8台）であることから、補正するもの。 ○対象 太陽光発電システム、蓄電池、充電設備、電気自動車 ○補助率 1/2(上限5～20万円) ○実績 R8 15件 2,950千円(見込み) R7 16件 2,031千円 R6 8件 1,050千円
現計額	2,350		350			2,000	
補正額	600		0			600	
補正後	2,950		350			2,600	
16 果汁化施設運営人材育成業務委託料	499					499	果汁化施設の運営委託先については、6月に公募し、7月に町振興公社に決定した。R10年1月の稼働に向けて、振興公社職員が加工技術や経営ノウハウ等を習得するための一環として、先進加工場へ延べ8日間（2人）派遣するための費用を計上するもの。 ○派遣先 長野県飯綱町、栃木県益子町
現計額	0					0	
補正額	499					499	
補正後	499					499	

歳 出		歳 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
17 土地改良事業費補助金	1,432					1,432	小規模な用水路整備等に対する補助金で、当初の見込みを上回る要望があったことから、補正するもの。 ○負担割合 町60：受益者40 ○実績 R8 5件 3,724千円(見込み) R7 6件 2,207千円 R6 3件 3,300千円 ○地区 大内野給水組合、上岡土地改良区(4か所)
現計額	2,292					2,292	
補正額	1,432					1,432	
補正後	3,724					3,724	
18 中山間地域農業基盤整備促進事業費補助金	411		302			109	水田に排水等を整備し畑地化する際に係る費用を県と町が補助するもので、今般、資材費や人件費の高騰により、当初の見込みよりも事業費が約7%増加する見込みであるため、補正するもの。 ○負担割合 県62.5：町22.5：受益者15.0 ○地区 高柴(果樹園)
現計額	5,581		4,104			1,477	
補正額	411		302			109	
補正後	5,992		4,406			1,586	
19 町道等管理作業報奨金（林道分）	125				125 (繰入金)	0	林道の維持管理を行う団体に対して1m当たり50円の報奨金を支払うもので、当初の想定を上回る申請が見込まれることから増額するもの。 ○実績 R8 7件 585千円(見込み) R7 4件 360千円 R6 4件 320千円
現計額	460				460	0	
補正額	125				125	0	
補正後	585				585	0	
20 町道等管理作業報奨金（町道分）	680					680	町道の維持管理を行う団体に対して1m当たり50円の報奨金を支払うもので、当初の想定を上回る申請が見込まれることから増額するもの。 ○実績 R8 43件 4,680千円(見込み) R7 38件 3,885千円 R6 32件 3,665千円
現計額	4,000					4,000	
補正額	680					680	
補正後	4,680					4,680	

歳 出		歳 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
21 身近なみどり整備推進事業委託料	2,098				2,098 (繰入金)	0	里山林の間伐等により森林環境を整備するもので、当初の見込みを上回る要望（事業費ベース）があったことから補正するもの。 ○整備予定箇所(大生瀬) ・八雲天水公園周辺 0.9ha 植栽(アジサイ31本、ヤマボウシ20本)、 整理伐160本、作業道418m(一部碎石)等 ・常陸太田大子線沿線(いちろう農園付近) 0.2ha 植栽(モジシ)20本、除伐等
現計額	2,500				2,500	0	○実績
補正額	2,098				2,098	0	R8 2地区 4,598千円(見込み)
補正後	4,598				4,598	0	R7 2地区 1,936千円 R6 2地区 2,420千円
22 インフラ等周辺森林整備事業補助金	2,115				2,115 (繰入金)	0	倒木等でインフラ等に影響を及ぼす可能性がある森林の整備に要する費用を補助するもので、当初の見込みを上回る要望があったことから補正するもの。 ○補助率 1/2(上限30万円) ○実績
現計額	2,100				2,100	0	R8 15件 4,215千円(見込み)
補正額	2,115				2,115	0	R7 16件 2,610千円
補正後	4,215				4,215	0	R6 7件 1,188千円
23 デジタル式プレミアム商品券発行事業補助金	1,600	2,000 (地域未来)				△ 400	商工会が実施するプレミアム商品券発行事業に対する補助金で、当初、スマートフォンによる電子決済のみを対象とするデジタル方式を予定していたが、今般、電子決済に不慣れな高齢者等向けに、従来の紙媒体の商品券も発行することとしたため、当該紙の商品券の発行にかかる費用を増額するもの。 なお、本事業について、地域未来交付金（内閣府）の採択があったことから、今般、併せて財源を補正するもの。 ○発行総額 1.0億円(プレミアム率10%) デジタル媒体分 0.7億円 紙媒体分 0.3億円
現計額	13,000	0				13,000	
補正額	1,600	2,000				△ 400	
補正後	14,600	2,000				12,600	

歳 出		歳 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
24 フィルムコミッション業務委託料	2,200				50 (諸収入)	2,150	今年11月に予定されている注目映画（超大型怪獣映画）の公開に合わせて、タイアップイベント等を実施し、町内飲食店への回遊促進等を図るもの。 ○パンフレット @ 36.7× 3,000部=110千円 周遊MAP @ 8.3×20,000部=165千円 ノベルティ @ 110× 8,000個=880千円 イベント開催 330千円 スチール展(作品関連写真展)等 660千円 周遊MAP配付 55千円
現計額	1,100				0	1,100	
補正額	2,200				50	2,150	
補正後	3,300				50	3,250	
25 観光資源等整備工事	1,500			1,500 (過疎債)		0	本予算は、観光資源に係る緊急的な修繕工事や計画的な施設整備工事等に対応するためのもので、今般、緊急の大型工事を実施したこと等により、現時点で予算の約9割を執行しているため、今後の緊急工事等に備えて補正するもの。 また、実施済工事のうち森林の温泉厨房エアコン交換工事の財源について併せて補正するもの。 ○実施済工事 2,637千円 森林の温泉厨房エアコン交換 1,500千円 町営宿泊施設やみぞボイラー修繕 609千円 道の駅奥久慈だいが自動車修繕 528千円
現計額	3,000			0	3,000	0	
補正額	1,500			1,500	0	0	
補正後	4,500			1,500	3,000	0	
26 護岸工事	5,302			3,500 (緊自債)		1,802	芦野倉地内及び大生瀬地内において、護岸の崩落等により隣接する民家や町道に影響が及ぶおそれがあることから、補修工事等を実施するもの。 ○久保田川護岸崩落対策(芦野倉) 2,354千円 L=9.0m カゴマット4段積 ○久保田川護岸補修(芦野倉) 891千円 L=2.7m 根固め工 ○生瀬川護岸補修(大生瀬) 1,166千円 L=6.0m 表面保護A=24㎡ ○河川護岸補修(大生瀬) 891千円 L=5.0m モルタル土嚢設置300袋
現計額	4,875			0		4,875	
補正額	5,302			3,500		1,802	
補正後	10,177			3,500		6,677	

歳 出		歳 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
27 感震ブレーカー等設置補助金	1,500		1,000			500	地震によって電気ヒーターが転倒する等の原因で生じる電気火災を防ぐため、県の補助金を活用し、感震ブレーカーの設置に係る費用を補助するもの。 ○補助率 1/2(上限5万円) ○@50,000×30世帯=1,500千円 ○感震ブレーカー 地震の揺れを検知すると自動的にブレーカーを落として電気を遮断する機器
現計額	0		0			0	
補正額	1,500		1,000			500	
補正後	1,500		1,000			500	
28 女性消防吏員仮眠室整備事業 役務費 工事請負費	8,561 715 7,846					8,561	R9年度から女性消防吏員2名（救急救命士資格保有者）が隔日勤務をするために必要となる仮眠室等の整備を行い、救急業務への対応力強化等を図るもの。 ○地盤調査 130千円 建築確認申請手数料 715千円 プレハブ設置工事(15.44㎡) 5,401千円 給排水工事 1,430千円 電気工事 電源及びスピーカー配線 124千円 電話機設置 176千円 防犯カメラ設置(3台) 585千円
現計額	0					0	
補正額	8,561					8,561	
補正後	8,561					8,561	
29 さはら小学校高圧ケーブル更新工事	1,768			1,700 (過疎債)		68	さはら小において、引込線の漏電が原因で停電が発生したため、当該引込線を交換したもの。なお、緊急対応が必要であったことから、一時的に既存予算で対応したため、今回、補正するもの。 ○停電期間 5/11～5/30(20日間) ○引込線 L=80m ※配電線からキュービクル(変圧器)まで ○材料費(高圧ケーブル等) 860千円 労務費 385千円 耐圧試験費 132千円 諸経費等 391千円
現計額	0			0		0	
補正額	1,768			1,700		68	
補正後	1,768			1,700		68	

歳 出		歳 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
30 埋蔵文化財調査業務委託料	185					185	南田気字橋元（衛生センター付近）の埋蔵文化財包蔵地内において、近く、民間事業者による太陽光発電設備等設置工事が予定されていることから、文化財保護法に基づく試掘調査を実施するもの。 ○試掘調査 埋蔵文化財の有無の把握、その範囲、内容等を把握するために部分的に掘る調査 ○重機(バックホ) 50千円 (A) 人件費 28千円 (B) 諸経費 15千円 (C) { (A)+(B)+(C) } ×2回 ≒ 185千円
現計額	0					0	
補正額	185					185	
補正後	185					185	
31 減債基金積立金	59,103					59,103	R8年度の普通交付税で算定された「臨時財政対策債償還基金費」相当額を、後年度の臨時財政対策債の償還のため、基金に積み立てるもの。 ○減債基金残高(R8年度末見込み) 1,192,123千円
現計額	3,000					3,000	
補正額	59,103					59,103	
補正後	62,103					62,103	
32 文化振興基金積立金	741					741	R7年度に町が歳入したふるさと大子応援寄附金のうち、寄附者が「健やかな心身をはぐくむ、スポーツ及び文化活動の向上に関する事業」の財源とすることを希望したものについては、大子町文化振興基金条例に基づき、寄附額の一部を基金に積み立てることとしており、今般、R7年度の寄附額が確定したことから、補正するもの。 ○R7実績(企業版ふるさと納税等は除く) 寄附金総額 69,591千円 文化振興事業に対する寄附 2,754千円 (A) 既存事業に充当 (A)×1/2= 1,377千円 基金に積立 (A)×1/2= 1,377千円 ○文化振興基金残高(R8年度末見込み) 15,051千円
現計額	636					636	
補正額	741					741	
補正後	1,377					1,377	

歳 出		歳 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
33 その他	6,433	0	375	△ 1,800	5,155	2,703	一般会計繰出金等
現計額							
補正額	6,433	0	375	△ 1,800	5,155	2,703	
補正後	6,433		375	△ 1,800	5,155	2,703	
補 正 予 算 額	111,868	2,000	9,380	4,900	9,543	86,045	
補 正 前 の 予 算 額	12,439,229	1,682,667	591,164	1,194,500	875,046	8,095,852	
補 正 後 の 予 算 総 額	12,551,097	1,684,667	600,544	1,199,400	884,589	8,181,897	

(債務負担行為補正)

追 加

事 項	期 間	限度額	付 記
1 ふるさと太子応援寄附金企画運営業務	令和8年度から令和11年度まで	ふるさと太子応援寄附金として受領した額の6.5%に消費税及び地方消費税相当額を加算した額	寄附受付サイトの運営等を委託するもので、現契約を見直し、R9年度以降の業務に係る新たな契約をR8年度中に締結するもの。 財源 一般財源
2 放課後子ども教室事業業務委託料	令和8年度から令和9年度まで	57,354 千円	R9年度当初から業務を開始するに当たり、R8年度中に契約を締結するもの。 財源 県支出金、地方債、一般財源

(地方債補正)

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	利 率	限 度 額	利 率
1 過疎対策事業債 （うち変更のあったもの） 小中学校施設整備事業 観光施設整備事業	949,600 0 47,300	年3.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	950,900 1,700 46,900	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
2 緊急防災・減災事業債	95,400		95,500	
3 緊急自然災害防止対策事業債	123,400		126,900	

補正後の地方債の予算額

1, 1 9 9, 4 0 0 千円 （交付税算入見込額 8 3 4, 8 6 0 千円） 69.61%

○令和８年度太子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）

（単位：千円）

歳 出		歳 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
1 職員給与費等 給料 職員手当等 共済費 現計額 補正額 補正後	1,103 △ 51 740 414 45,663 1,103 46,766					1,103 45,663 1,103 46,766	定期人事異動に伴い職員給与費等を組替えるもの。
2 子どもに係る均等割保険税軽減措置 拡充に伴う国民健康保険システム改 修業務委託料 現計額 補正額 補正後	550 0 550 550		550 (特調交付金)			0 0 0 0	未就学児の国保税均等割については、子育て世帯の負担軽減のため、5割軽減が適用されている。今年5月の法改正により来年度から当該軽減の適用対象範囲が拡充されることとなったため、必要なシステム改修を行うもの。 ○均等割軽減対象範囲 R4～8年度 未就学児のみ R9年度～ 高校生年代まで
3 その他 現計額 補正額 補正後	306 306 306	24	0	0	230	52 52 52	国保支払準備基金利子等
補 正 予 算 額	1,959	24	550	0	230	1,155	
補 正 前 の 予 算 額	2,204,058	4,950	1,655,726	0	391	542,991	
補 正 後 の 予 算 総 額	2,206,017	4,974	1,656,276	0	621	544,146	

○令和８年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）

（単位：千円）

歳 出		歳 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
1 職員給与費等	△ 868					△ 868	定期人事異動に伴い職員給与費等を組替えるもの。
給料	△ 48						
職員手当等	△ 682						
共済費	△ 138						
現計額	7,595					7,595	
補正額	△ 868					△ 868	
補正後	6,727					6,727	
2 国・県支出金等返還金（償還金）	440					440	R7年度に歳入した補助金の精算に伴い一部を返還するもの。 ○子ども・子育て支援事業費補助金 支出済額 2,640千円(A) 交付確定額 2,640千円(B)=(A)×10/10 受入済額 3,080千円(C) 返還額 440千円(D)=(C)-(B) ○対象経費 子ども・子育て支援金制度の施行(R8年4月)に伴うシステム改修費
現計額	0					0	
補正額	440					440	
補正後	440					440	
補 正 予 算 額	△ 428	0	0	0	0	△ 428	
補 正 前 の 予 算 額	349,500	0	0	0	1,343	348,157	
補 正 後 の 予 算 総 額	349,072	0	0	0	1,343	347,729	

○令和8年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）

（単位：千円）

歳 出		歳 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
1 職員給与費等	△ 5,881	△ 620	△ 310			△ 4,951	定期人事異動に伴い職員給与費等を組替えるもの。
給料	△ 4,593						
職員手当	△ 974						
共済費	△ 314						
現計額	84,078	12,859	6,429			64,790	
補正額	△ 5,881	△ 620	△ 310			△ 4,951	
補正後	78,197	12,239	6,119			59,839	
2 介護保険法改正に伴うシステム改修業務委託料	2,420	1,210				1,210	介護保険法の改正に伴い必要となるシステム改修を行うもの。 ○主な内容 ・介護情報基盤整備 1,980千円 ※1 ・負担限度額改定等 440千円 ※2 ※1 サービス利用者、介護事業所、医療機関、町等の関係者が、利用者に関する情報のやり取りを電子的方法で行うためのプラットフォームの運用に対応するもの。 ※2 施設サービスを利用する際の食費・居住費に係る負担限度額の引上げ等に対応するもの。
現計額	0	0				0	
補正額	2,420	1,210				1,210	
補正後	2,420	1,210				1,210	
3 介護給付費準備基金利子	728				728 (財産収入)	0	
現計額	1,855				1,855	0	介護給付費準備基金については、現在、定期預金で運用しているところ、昨今の金利上昇に伴い、R8年度に借換を行った定期預金の利率が当初の想定より上振れし、基金運用収入が増加する見込みであることから補正するもの。 ○9か月定期預金利率(実績) R8 年1.20% R7 年0.56% ※一部は1年9か月定期で運用 ○介護給付費準備基金残高(R8年度末見込み) 519,881千円
補正額	728				728	0	
補正後	2,583				2,583	0	

歳 出		歳 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
4 国・県支出金等返還金（償還金）	120,934					120,934	R7年度決算額の確定に伴い、国県等からR7年度中に概算交付を受けた分の精算をした結果、返還金に不足が生じたため増額するもの。 ○介護給付費負担金(国) 57,132千円 介護給付費負担金(県) 49,283千円 地域支援事業交付金(国) 3,239千円 地域支援事業交付金(県) 1,545千円 支払基金交付金(支払基金) 39,735千円 ○返還金に不足が生じた主な理由 サービス利用量の減少 ○保険給付費(実績) R7 1,960,203千円(前年度比△6.8%) R6 2,103,091千円
現計額	30,000					30,000	
補正額	120,934					120,934	
補正後	150,934					150,934	
5 一般会計繰出金	4,145					4,145	
現計額	1					1	R7年度決算額の確定に伴い、一般会計からR7年度中に概算で繰り入れた分の精算をした結果、地域支援事業費に係る町負担分について返還の必要が生じたため補正するもの。 ○地域支援事業 事業費 66,230千円(A) 確定額 9,138千円(B)=(A)×12.5%※ 繰入済額 13,283千円(C) 返還額 4,145千円(D)=(C)-(B) ※包括的支援事業は19.25%
補正額	4,145					4,145	
補正後	4,146					4,146	
補 正 予 算 額	122,346	590	△ 310	0	728	121,338	
補 正 前 の 予 算 額	2,373,273	598,535	347,141	0	595,514	832,083	
補 正 後 の 予 算 総 額	2,495,619	599,125	346,831	0	596,242	953,421	

○令和８年度太子町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）

【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）

（単位：千円）

歳 出		歳 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
1 職員給与費等	94					94	定期人事異動に伴い職員給与費等を組替えるもの。
給料	0						
職員手当	30						
共済費	64						
現計額	10,439				2,776	7,663	
補正額	94				0	94	
補正後	10,533				2,776	7,757	
補 正 予 算 額	94	0	0	0	0	94	
補 正 前 の 予 算 額	18,200	0	0	0	9,937	8,263	
補 正 後 の 予 算 総 額	18,294	0	0	0	9,937	8,357	

○令和 8 年度太子町浄化槽整備事業会計補正予算（第 1 号）

（地方債補正）

変 更

起 債 の 目 的	利 率		備 考
	補 正 前	補 正 後	
特定地域生活排水処理施設事業	年 3 . 0 %以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	年 5 . 0 %以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	限度額、起債の方法、償還方法は変更なし
過疎対策事業			

○令和８年度太子町水道事業会計補正予算（第３号）

【主な歳出】

(収入支出予算の補正)

(単位：千円)

支 出		収 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源					
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他		
					(一般会計)	(料金収入等)	
収益的支出							
1 原水、浄水及び給水費（職員給与費等）	△ 7,188					△ 7,188	定期人事異動に伴い職員給与費等を組替えるもの。
給料	△ 3,751						
手当	△ 2,408						
法定福利費	△ 1,029						
現計額	53,621					53,621	
補正額	△ 7,188					△ 7,188	
補正後	46,433					46,433	
2 受託工事費（職員給与費等）	1,875					1,875	定期人事異動に伴い職員給与費等を組替えるもの。
給料	1,187						
手当	434						
法定福利費	254						
現計額	7,521					7,521	
補正額	1,875					1,875	
補正後	9,396					9,396	
3 総係費（職員給与費等）	1,082					1,082	定期人事異動に伴い職員給与費等を組替えるもの。
給料	0						
手当	607						
法定福利費	475						
現計額	23,359					23,359	
補正額	1,082					1,082	
補正後	24,441					24,441	

支 出		収 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源					
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他		
					(一般会計)	(料金収入等)	
4 その他	0	300	0	0	0	△ 300	<財源変更> 茨城県上水道転換支援事業補助金（歳入）
現計額							
補正額	0	300	0	0	0	△ 300	
補正後	0	300				△ 300	
補 正 予 算 額	△ 4,231	300	0	0	0	△ 4,531	
補 正 前 の 予 算 額	544,777	0	0	0	38,001	506,776	
補 正 後 の 予 算 総 額	540,546	300	0	0	38,001	502,245	

支 出		収 入					付 記
補 正 額 の う ち 主 な 項 目	金 額	特 定 財 源					
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他		
					(一般会計)	(料金収入等)	
資本的支出							
5 生瀬地区加圧機場運転制御設備整備工事	25,400	6,350 (防安交)		19,000		50	生瀬浄水場については、S52年の運用開始以来、各送水機場を町所有の埋設ケーブル（約3.4km）で繋ぎ、運転制御を行っているが、老朽化により不特定箇所が断線していることから、今般、国の交付金を活用し、民間の光回線を使用したテレメーターシステムに更新するもの。 ○調査・設計費 3,077千円 機器・材料費 13,778千円 労務費等 3,031千円 共通仮設費 961千円 現場管理費等 3,348千円 一般管理費等 1,205千円
現計額	0	0		0		0	
補正額	25,400	6,350		19,000		50	
補正後	25,400	6,350		19,000		50	
補 正 予 算 額	25,400	6,350	0	19,000	0	50	
補 正 前 の 予 算 額	174,284	2,000	0	13,000	34,082	125,202	
補 正 後 の 予 算 総 額	199,684	8,350	0	32,000	34,082	125,252	

(地方債補正)

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	利 率	限 度 額	利 率
上水道事業	13,000	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	32,000	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)